

# 来月再稼働不可能に

## 異議審結審査せず

は「(次回期日を入れたの)裁判官の井戸謙一弁護士は(は)当然の判断」と評価。元決定の時期について「十一

月に出ることはあり得ない。早くても年末ぎりぎり」との見方を示した。関電は「裁判所に高浜原発の安全性を理解し、仮処分命令を取り消してもらえよう。今後裁判所の訴訟指揮に応じ、真摯に対応していきたい」とのコメントを出した。審査では関電大飯原発3、4号機(おおい町)の運転差し止めを求める仮処分の審理も行われた。

16/9 県福

### 高浜3、4号

関西電力高浜原発3、4号機(高浜町)の再稼働を差し止めた福井地裁の仮処分決定を不服とし、関電が申し立てた異議の第三回審査が八日、同地裁で開かれた。住民側が関電への反論を展開し、次回審査が十一月十三日に決定。関電が目指す十一月の再稼働は事実上、不可能となった。●関連②

(高橋雅人)

審査は非公開で実施。住民側によると、九月三日の関電のプレゼンテーションに、住民側の専門家らが反論。「策定された基準地震動は過小評価」「設備の耐震設計には関電が主張するような余裕はない」などと主張した。林潤裁判長は、

双方から口頭説明を受けた前回と今回の審査を「有意義だった」と評価する一方で「多くの論点でまだまだかみ合っていない」と指摘。次回期日を設け「次回には主張を全部終えるように」と注文した。

住民側の海渡雄一弁護士

## 知事判断時期に影響も

高浜原発3、4号機の再稼働を禁止する福井地裁の仮処分の異議審が八日に結審せず、関西電力が想定する十一月の再稼働が絶望的となったことは、知事の同意判断の時期にも影響を与える可能性がある。

西川一誠知事は、原子力規制委員会による審査結果を、県原子力安全専門委員

会で確認した上で判断する方針。審査は4号機の工事計画と、3、4号機の運転管理方法を定めた保安規定が残るが、ともに十月中にも認可される見通しだ。

西川知事は「行政と司法の手続きは別」と述べており、規制委の審査や専門委員の検証が終われば、同意判断に進む可能性はある。一

方で、「知事は慎重な性格。仮処分が覆らない限り同意判断はしない」という見方も強い。

再稼働の前提として県が政府に示した五条件で、同意時期を調整する方法も考え得る。条件の一つに「原発の重要性、必要性に対する国民理解」があるが、判断基準はあいまい。「不十

分」と言い続けて同意時期を延ばすことも可能だ。

県議会では九月定例会に早期再稼働を求める陳情が出されたが、「時期尚早」と取り下げになっている。

関電は異議審決定や地元同意の前でも可能な限り手続を進めたい考えだが、核燃料の装填は知事同意の後にはできない。3号機の装填時期を十月中旬とする関電の想定は事実上、崩れたといえる。

(西尾志志)